

令和6年度 福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

受付期間 令和6年4月1日(月)～
(応募者が一定数となった場合、募集を一時止めることがあります。)

試験日 日時は応募者に別途連絡します。

採用予定日 令和6年4月1日(月)以降

福井県立恐竜博物館

〒911-8601 勝山市村岡町寺尾第51号11番地

TEL 0779-88-0001

FAX 0779-88-8700

1 募集概要

採用予定日	令和6年4月1日(月)以降
任用期間	採用決定日から令和6年5月31日まで
職種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤務場所	恐竜博物館（勝山市村岡町寺尾第51号11番地）
業務内容	事務補助業務 電話応対、備品管理、資料整理補助など
採用予定人員	1名

2 受験資格

地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の方法

受験者の適性、能力等をみるために、個別面接を行います。

4 試験の日時および会場

- (1) 試験日時 応募者に別途連絡します。
- (2) 試験会場 福井県立恐竜博物館 2階 会議室
(勝山市村岡町寺尾第51号11番地)

5 合格者の発表

受験者全員に可否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

6 受験手続

- (1) 申込方法 「福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要な事項を記入の上、提出（持参または郵送）してください。
- (2) 受験申込先 〒911-8601 勝山市村岡町寺尾第51号11番地
福井県立恐竜博物館 サービス推進課 採用担当
- (3) 受付期間 令和6年4月1日(月)～
※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土、日、祝日は除く。)
※応募者が一定数となった場合募集を一時止めることがあります。
- (4) 注意事項 ・郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行ってください。
・受験票は発行しません。

7 勤務条件

- (1) 勤務日 月17日
※毎月、所属が指定する日となります。
※シフトにより土、日、祝日にも勤務する場合があります。
※勤務日以外が休日となります。(1週間あたり2日以上)
- (2) 勤務時間 原則、午前8時45分から午後5時15分まで
※繁忙期はシフトにより早出(午前8時から午後4時30分まで)、
通常(午前8時45分から午後5時15分まで)または遅出(
午前9時45分から午後6時15分まで)となります。
※休憩時間は原則として正午から午後1時です。
※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3) 報酬 日額7,600円

(4) 期末・勤勉手当 勤務期間等に応じて支給 (例) 年間支給額 37 万円程度
(ボーナス) ※勤務期間等に応じて、実際の支給額は増減します。

(5) 休暇 ・年次有給休暇 年間 10 日

※ 6 か月継続勤務をした場合の付与日数です。

※ 継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。

・特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(無給)など

(6) その他 ・通勤費を別途支給します。(片道 2 km 以上)

・地方職員共済組合(短期給付・福祉事業)、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

・公務災害補償または労働者災害補償保険の適用があります。

・地方公務員法上の服務規程等(秘密を守る義務、職務に専念する義務など)の適用があります。

・報酬および期末・勤勉手当等については、給与改定等により、額が変更となる場合があります。

・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者 (本人)	総合得点および 総合順位	合否通知の到達日 から 1 か月	福井県立恐竜博物館 サービス推進課

○口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、請求者本人(代理人は不可)が、以下いずれかを持参のうえ、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に、福井県立恐竜博物館サービス推進課へお越しください。ただし、土、日、祝日は受付しておりません。

- ① 運転免許証
- ② 日本国旅券(パスポート)
- ③ 各種健康保険の被保険者証
- ④ 各種年金手帳等
- ⑤ 個人番号カード